

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第1区分
 【発行日】令和7年4月28日(2025.4.28)

【国際公開番号】WO2022/226098
 【公表番号】特表2024-518249(P2024-518249A)
 【公表日】令和6年5月1日(2024.5.1)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-080
 【出願番号】特願2023-559111(P2023-559111)
 【国際特許分類】

10

B 0 1 D 4 6 / 0 0 (2 0 2 2 . 0 1)

F 0 2 M 3 5 / 0 2 4 (2 0 0 6 . 0 1)

【F I】

B 0 1 D 4 6 / 0 0 C

F 0 2 M 3 5 / 0 2 4

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月18日(2025.4.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガス状流体を濾過するためのフィルタエレメントであって、長手方向軸を有する濾材パックと、前記濾材パックの側壁に密封式に結合された周方向シール支持構造とを備え、前記シール支持構造は第1のシール及び第2のシールをさらに備え、

前記長手方向軸に垂直な平面上の前記長手方向軸に沿った前記第1及び前記第2のシールの軸方向の投影が、第1の閉鎖周縁部及び第2の閉鎖周縁部を定め、前記第1及び前記第2の閉鎖周縁部に対応する領域が非重複領域を含み、前記非重複領域が、前記第1の閉鎖周縁部及び/又は前記第2の閉鎖周縁部に関して非対称に配置されている、フィルタエレメント。

30

【請求項2】

前記閉鎖周縁部によって画定される領域が重複領域も含む、請求項1に記載のフィルタエレメント。

【請求項3】

前記非重複領域が回転対称性を有さない、請求項1に記載のフィルタエレメント。

【請求項4】

前記第1の周縁部又は前記第2の周縁部の一方が、前記第1の周縁部又は前記第2の周縁部の他方を完全に包囲する、請求項1に記載のフィルタエレメント。

40

【請求項5】

前記シール支持構造が、前記非重複領域に対応する前記シール支持構造の領域に、ガス状流体のための少なくとも1つの貫通開口部を備える、請求項1に記載のフィルタエレメント。

【請求項6】

前記シール支持構造が、前記濾材パックの側壁に密封式に結合された基部と、前記基部から半径方向に延びるフランジとを備え、前記フランジが外縁を有し、前記濾材パックの前記長手方向軸に関して前記フランジの第1の側及び反対の第2の側を定め、前記第1及び第2のシールが、前記フランジ上又は前記フランジに隣接して配置される、請求項1に記載

50

載のフィルタエレメント。

【請求項 7】

前記第 1 のシール及び前記第 2 のシールが T P E 材料を含む、請求項 1 に記載のフィルタエレメント。

【請求項 8】

前記第 1 又は前記第 2 のシールの一方が、前記濾材パックの前記側壁に追従する、請求項 1 に記載のフィルタエレメント。

【請求項 9】

前記第 1 のシールが半径方向にシールを形成するように適合され、前記第 2 のシールが軸方向にシールを形成するように適合される、請求項 1 に記載のフィルタエレメント。

10

20

30

40

50